

将来のための代理人サービス

お客様が、認知症で認知判断能力が低下してしまい、当金庫と取引ができなくなる場合に備え、予め代理人をご指定いただき、代理人の方がお手続きをすることを可能とするサービスです。

対象の代理取引

「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」「住所・氏名・電話番号変更のお届け」「残高証明書発行」「自動振替の設定」「出資金の譲渡」

※口座開設店にて申込む必要があります。

申込み手順

預金者と代理人から申込をいただきます。

※預金者と代理人は、本人を確認できる公的資料（運転免許証、各種健康保険証等）を持参して下さい。

効力発生時期

預金者が認知症になってしまった後、診断書を当金庫に提出いただき
手続いただくことで、代理取引が開始となります。

※代理人は、預金者との関係が分かる戸籍や住民票を持参下さい。

代理人の条件

配偶者または血縁関係のある親族（二親等以内）に限定

※二親等以内とは親、子供、兄弟・姉妹、孫、祖父母になります。

代理人との取引

①取引の都度、本人確認書類（運転免許証、各種健康保険証等）を持参して下さい。

②取引伝票等には「〇〇〇（預金者名）代理人△△△」と代理人が署名・捺印して下さい。

③当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求めることがあります。また、取引に対し、疑念や不審な点がある場合、取引を謝絶することがあります。

取扱手数料

無料（但し、各種お手続きによっては、所定の手数料が掛かります。）

変更・停止

サービス内容の変更や、サービスの利用停止の希望がある場合には
申込店にて所定の手続きをお取り下さい。

注意事項

代理取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当金庫はそれに応じます。

【以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させて頂く場合があります。】

- I. 預金者または代理人が死亡した場合
- II. 代理人の認知・判断能力が無くなった場合
- III. 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合
- IV. 預金者に成年後見制度の開始があった場合
- V. 預金者の認知・判断能力が回復した場合
- VI. その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合

※本サービスのお取扱いは、最寄りの本・支店にご相談ください。